

外部サプライヤー管理義務

データ管理

管理エリア	管理対象	管理内容	本件が重要である理由
メタデータ管理	重要なデータ要素の特定	サプライヤーは、「付録 A-CDE およびデータ品質次元の定義」に定義されている重要データ要素を参考にし、作成中の重要データ（Barclays が重要とみなすデータを含む）を特定し、Barclays に通知しなければなりません。	サプライヤーは重要なデータ要素を特定し、それについて Barclays に知らせることが重要です。
管理エリア	管理対象	管理内容	本件が重要である理由
データリネージ	ソースからターゲットへのデータ品質管理を構築	サプライヤーは、リネージを取得し、ソースからターゲットへの適切なデータ品質管理の確立を可能にするために、データの前後の流れを理解する必要があります。	リネージを取得するデータの場合、サプライヤーがフローを理解していることが重要です。
管理エリア	管理対象	管理内容	本件が重要である理由
データ品質	データ品質管理 / 対策の枠組み文書 データ品質の次元適用度	<p>データ品質管理とその有効性を監視する手段は、適切な粒度で定義、文書化し実行しなければなりません。管理および対策が機能する枠組みは、文書化し、年に 1 度は見直さなければなりません。</p> <p>予防的および/または発見的データ品質管理/対策は、定義し、データソースで実施し、サプライヤーの組織内の認定されたデータ所有者によって承認される必要があります。また、必要に応じて、以下の 1 つ以上の次元のデータ品質を考慮するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 完成度 • 整合性 • 正確性 • 即時性 • 重複 (一意性) • 適合性 • 適用度 <p>各 CDE は、完成度、即時性、正確性のそれぞれについて、少なくとも 1 つの管理を実施する必要があります。</p>	これらの要件が満たされない場合、Barclays が要求される品質を満たさないデータを取り込み、または配布する結果となる可能性があり、その結果、法律上および規制上の制裁、風評被害、ビジネスの損失/中断につながる可能性があります。

	データ品質管理 / 対策の報告と是正措置	<p>前述の次元の定義については、「付録 A-CDE およびデータ品質次元の定義」を参照してください。</p> <p>データ品質管理 / 対策は、監視、報告、統制されなければなりません。すべての例外には問題があるとみなし、例外は是正計画とともに Barclays に直ちに報告しなければなりません。是正計画では、サプライヤーの統制構造に従って是正の進捗状況が追跡されます。</p>	
--	----------------------	---	--

管理エリア	管理対象	管理内容	本件が重要である理由
参照データ	業界標準参照データを活用	<p>Barclays にデータを提供する場合、サプライヤーは、以下の事前承認済みリストから参照データを取得する場合を除き、標準化された参照データと分類のソースについて Barclays と合意する必要があります。事前承認済みリストにない場合、サプライヤーは他の国際基準を用いる必要があります。Barclays の事前承認済みリストには以下が含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ISO 3166 国コード • ISO 4217 通貨コード • 経済活動の英国の標準産業分類 (UKSIC) • 標準産業分類 (SIC) • 北米産業分類 (NAICS) • 欧州共同体経済活動統計分類 (NACE) • 地域統計分類単位 (NUTS) • 国際銀行間通信協会 (Swift) • 航空交通機関 (ATO) • ISO10383 市場識別コード (MIC) 	内部でホストされているか外部でホストされているかにかかわらず、すべての Barclays データの標準化と一貫性を向上させるため。
データアーキテクチャ	データの整合性維持	サプライヤーが Barclays に代わってデータを保有する場合 (Barclays から提供されるか、Barclays に提供されるかを問わない)、サプライヤーは、当該データを損失や破損から保護し、合意した頻度 (少なくとも月 1 回) でデータを整合して、時間が経過しても正確性と完全性が維持されることを確認する必要があります。	データの正確性と完全性を時間の経過後も維持するため。
	整合性管理情報	サプライヤーが Barclays にデータを提供している場合、サプライヤーは、Barclays が当該データの受領時にその整合性を確認できるように、管理情報を提供する必要があります。	受領するデータの正確性と完全性を確保するため。
	外部でホストされたデータの利用	サプライヤーは、規制、リスクまたは業務分析に対応するため、Barclays のために保持または保管しているデータを、Barclays の環境に合わせて用意しておく必要があります。	適用される Barclays の契約に定められた SLA の範囲内で、規制やリスクの影響等を特定するために、データは Barclays が利用できるようにしておく必要があります。
	既知の時点への復旧	サプライヤーは、正確で一貫性のあるデータによって既知の時点に復旧できるようにサービスを設計する必要があります。ただし、復旧時点目標では一定のデータ損失が許容されることが認識されています。	データの整合性を維持し、復旧プロセスにおいて障害シナリオが復元されないことを確保するため。

管理エリア	管理対象	管理内容	本件が重要である理由
権威あるデータソース	信頼できるソース評価のためのサプライヤー支援活動	<p>サプライヤーが提供し、Barclays が管理するアプリケーションについては、サプライヤーは「信頼できるソース評価」に関わる Barclays の活動をサポートしなければなりません。</p> <p>Barclays が管理していないサードパーティのアプリケーションは、信頼できるソース評価の対象外ですが、サプライヤーはそれ以外のサプライヤー管理義務に従い、そのようなアプリケーションが信頼できるデータソースとして信用に値するものである必要があります。</p>	このような信頼できるデータソース(ADS)とその提供のためのルールを特定し確立することが重要です。サプライヤーは、信頼できるデータソースを評価する必要があります。

付属書 A : 用語集

CDE およびデータ品質次元の定義

重要なデータ要素

Barclays にとって重要だと定義され、明確な目的と意義を有し、データ管理基準の対象であり、以下を含む概念上のデータ単位。

- 重要なデータ要素の名称、定義、所有権
- 個人データ
- 規制フラグ（該当する場合）
- 権威あるデータソース
- メタデータコンテンツの管理、統合、公開の手順

サードパーティが管理する/管理しないアプリケーションの定義

Barclays が管理する第三者のアプリケーションベンダーが開発および/またはホストし、Barclays が管理するデータ（Barclays Internal System-ServiceFirst というエントリーを有している）

Barclays が管理する第三者のアプリケーションベンダーが開発、ホスト、および管理するデータ（Barclays Internal System ServiceFirst にエントリーがない場合がある）

定義

CDEおよびデータ品質次元の定義	正確性	データが特定の時点における現実を正確に反映している度合い
	完成度	必須フィールドにデータが入力されている度合い（フィールドに値が取得されていない場合、または値が必要なときに NULL である場合は、データセットが不完全であるということになります）
	適合性	許容される参照データ値形式と使用など、重要データ要素に対して設定されたデータ品質基準にデータが適合する程度
	整合性	1つのデータセット内のデータが別のデータセット内のデータと同じである程度
	適用度	データセットがその意図された目的のためにデータの正しい範囲を含む程度
	重複（一意性）	特定のデータセット内に複数回存在する重要データ要素が存在する程度
	即時性	合意されたタイムスケール内でデータが提供されている度合い、およびデータがその使用要件に従って更新されている程度
	データ品質管理	データ品質の例外を特定、防止、または軽減するために、システムまたはプロセスを通じて DQ ルールを実行する操作。この操作は自動でも手動でも実行できます。
	データ品質の測定	データ品質測定は、データが目的に適しているかどうかの判断に使用される、1つまたは複数のデータ品質次元および/または事前定義されたターゲットに対する定量的な指標です。